

島根県立大学

総合芸術サークル C-Artis

(名称)

第1条 本団体は総合芸術サークル C-Artis と称する。

(目的)

第2条 本団体は総合的な創作活動を行い、それを通じて団体構成員や外部の人々との交流を持ち、自己の興味を広げることを目的とする。

(会計)

第3条 会計年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月末に終了するものとする。  
なお、年度初めに予算計画書を作成するとともに、年度末に決算を行うものとする。

(役員)

第4条 本団体は、次の役員で構成する。役員任期は一年とし、毎年一度開催する会議において選出する。ただし、再任を妨げない。

- 1) 部長1名…本団体を代表し、会員を招集する。
- 2) 副部長1名…部長を補佐し、部長に事故などある時若しくは不在の時はその3職務を代行する。
- 3) 会計1名…会計事務を処理する。

(決議)

第5条 本規約に定めのない事項については全部員の決議により決する。

(改廃)

第6条 本規約は、部員全員の決議により改廃される。

附則

この規約は平成16年7月22日から施行する。

この規約は一部を改訂し平成27年11月18日から適用する。